

# 生活福祉資金(コロナ特例貸付) 緊急小口資金・総合支援資金の償還免除について

※日本語を母語としない方もお読みになるため、平易な表現を使っています

あなたが借りた緊急小口資金・総合支援資金(コロナ特例貸付)は、令和5年(2023年)から償還(借りたお金を返すこと)が始まります。この資金は、国の決めた要件にあてはまる場合、免除申請書などの必要な書類を提出し、社会福祉協議会から免除決定が通知されることで、貸付金の償還(借りたお金を返すこと)が免除となります。あなたが「償還免除」になるかどうか、「償還免除」になるためにはどうしたら良いか、説明しますので、よく読んでください。

## 1 償還免除の手続き

償還免除の手続きは、借りた資金の種類ごとに、別々の年に行うことになっています。

令和4年(2022年)に償還免除の手続きができるのは、「緊急小口資金」と「総合支援資金の1か月目～3か月目」です。

資金の種類	緊急小口資金	総合支援資金 初回 (1か月～3か月目)	総合支援資金 (延長貸付)	総合支援資金 (再貸付)
償還免除の手続きをする年	令和4年 (2022年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)

※令和4年4月以降に借入申込をされた場合の償還免除手続きは、「令和5年」となります。

## 2 令和4年(2022年)に償還免除になる条件

令和3年度(2021年度)または、令和4年度(2022年度)に、「あなた(借りた人)」と「あなた(借りた人)の世帯主」が両方「住民税均等割・所得割どちらも非課税(住民税を支払う必要がない)」であると、償還免除になります。

ただし、「あなた(借りた人)」と「あなた(借りた人)の世帯主」は、同じ年度に非課税であることが免除の条件となります。次の例の場合は免除の対象ではありません。

例	令和3年度の住民税	令和4年度の住民税	
	あなた → 非課税	あなた → 課税	➔ 免除の対象外
	世帯主 → 課税	世帯主 → 非課税	

## 3 償還免除の申請方法

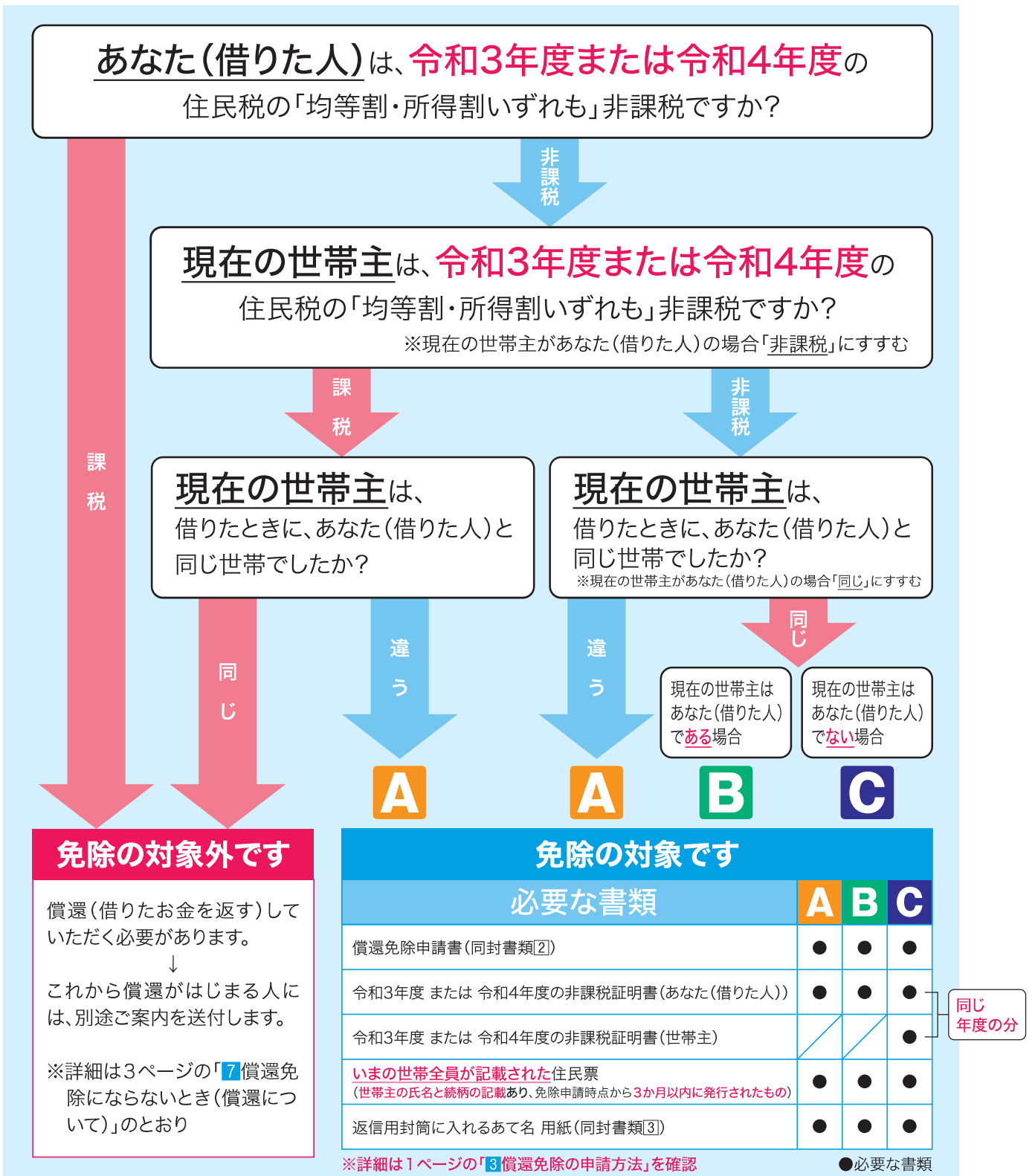
- 申請期限 令和4年(2022年)8月31日(水) (当日消印有効)
- 申請先 借入申込をされた市町村社会福祉協議会  
(同封のご案内用紙「③お問合せ先 ○申請手続きに関するお問合せ先」です。)  
➔ この手紙と一緒にいる返信用封筒に入れて、郵送してください。  
➔ 和歌山県社会福祉協議会には郵送しないでください。
- 必要書類 ①償還免除申請書(同封している書類 ②)  
②非課税証明書  
➔ 【令和3年度のあなた(借りた人)と世帯主の分】または【令和4年度のあなた(借りた人)と世帯主の分】  
③ いまの世帯全員が記載された住民票  
➔ 世帯主の氏名と続柄の記載あり、免除申請時点から 3か月以内に発行されたもの  
④返信用封筒に入れるあて名 用紙(同封している書類 ③)  
➔ 返信用封筒の一番上にいれてください。あて名として使用します。

①が2枚ある人は、②と③も2枚必要です(申請書と同じ数が必要)。  
ただし、②と③が2枚必要な場合、片方はコピーでも構いません(1枚は必ず原本が必要です)。

あなたが償還免除になるかどうか調べるために、次のページを見てください

## 4 償還免除になるかの確認

償還免除の要件にあてはまるかどうかなど、次のフローチャート(やじるし)で確認してください。



### ● 償還免除申請書「(同封書類②)世帯の状況」の☑のつけかた

- ・フローチャート(やじるし)で確認したA B Cにあてはまる□のひとつに☑をつけて下さい。
- ・実際の申請書にA B Cの記載はありません。

世帯の状況 ※いずれかひとつに ☑をつける	<b>B</b>	<input type="checkbox"/> 現在、私(借受人)が世帯主である	<b>C</b>	<input type="checkbox"/> 左記のいずれにも 当てはまらない場合
	<b>A</b>	<input type="checkbox"/> 現在は借受人以外の者が世帯主であり、かつ 現在の世帯主は貸付申請時に借受人とは別世帯		
	<input type="checkbox"/> 現在は借受人以外の者が世帯主であるが、DVによる 避難等により世帯主の所得証明書を取得できない			

## 5 住民税について確認する方法

社会福祉協議会で、「非課税」「課税」の確認はできません。

住民税については、次の方法により確認してください。

住民税が課税されている方には、毎年6月に市町村から「納税通知書」が送付されていますので、ご確認ください。  
なお、給与所得がある方は、毎年5月頃にお勤め先を通じて「税額通知書」が送付されています。  
年金を受給されている方は、住民税が天引きされていないかどうか、年金振込通知書等にてご確認ください。

- 働いている会社やお店が、市町村に給与の報告をしていない場合  
→自分で確定申告または住民税の申告をしないと、「非課税」「課税」の確認はできません。
- 令和4年度(2022年度)住民税の非課税証明書の発行は、令和4年(2022年)6月1日以降となっています。

## 6 償還免除申請の結果

令和4年(2022年)9月以降に、償還免除になったかどうか、手紙でお知らせします。

償還免除の審査状況などについては、一切お答えできませんので、お問合せはお控えください。

## 7 償還免除にならないとき(償還について)

償還免除にならなかった人は、償還していただきます。これから償還がはじまる人に対して、償還のはじまる約2か月前にご案内の手紙(償還計画など)を送ります。

借入申込時にお届けいただいた銀行口座から、償還金を毎月20日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に引き落とします。

償還金額は、借入申込時にご指定いただいたとおりです。



## 8 総合支援資金(延長貸付・再貸付)の償還免除手続き

「総合支援資金(延長貸付)」を借りた人の償還免除手続きは、令和5年(2023年)です。  
「総合支援資金(再貸付)」を借りた人の償還免除手続きは、令和6年(2024年)です。  
手続きの時期になれば改めてご案内する予定です。

資金の種類	緊急小口資金	総合支援資金 初回 (1か月～3か月目)	総合支援資金 (延長貸付)	総合支援資金 (再貸付)
償還免除の手続きをする年	令和4年 (2022年)		令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)

償還免除に必要な  
非課税証明書

R3年度またはR4年度の  
非課税証明書

R5年度の  
非課税証明書

R6年度の  
非課税証明書

※令和4年4月以降に借入申込をされた場合の償還免除手続きは、「令和5年」となります。

## 9 お問い合わせ先

償還免除の要件など、全般的なお問合せ先  
個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談  
コールセンター  
☎0120-46-1999  
受付時間:9時～17時(平日)

申請手続きに関するお問い合わせ先  
借入申込をされた市町村社会福祉協議会  
※連絡先は【同封のご案内用紙(あなたのあて名が  
書かれているA4用紙)の「③お問合せ先 ○申請  
手続きに関するお問い合わせ先】に記載しています。

## ご注意ください

- 償還免除対象であっても、申請をしないと免除にはなりません。
- 償還免除申請の申請期日は令和4年(2022年) **8月31日(水) (当日消印有効)**です。
- 申請期日を過ぎた場合は、償還免除の手続きが遅れ、一部、償還(借りたお金を返すこと)がはじまってしまいます。
- 償還された金額は、償還免除の対象となりませんので、ご注意ください。